

- ① 農地転用をする場合、農地転用許可申請の手続きが必要であり、県知事許可案件は転用面積が4ha以下となっている。企業誘致を進め地域活性化を図る観点から、県知事許可案件の拡大を図ることについて、貴省の見解を伺いたい。
- ② 農地転用の転用面積が2haを超えて4ha以下の場合、農林水産大臣との協議が必要であるが、協議要件となっている転用面積を緩和することについて、貴省の見解を伺いたい。

(答)

- 1 農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、かつ、一旦失われると、その復旧に非常な困難が伴うことから、国民に対する食料の安定供給を確保するためには、優良農地を良好な状態で確保することが極めて重要である。
- 2 農地転用許可に係る国と地方の役割分担については、地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、優良農地の確保により国民への食料の安定供給を図るという国の責務と地方分権に適切に対応するとの観点から措置してきたところである。
- 3 我が国の食料自給率（カロリーベース）が低下（平成7年43%→平成17年40%）するとともに、農地面積も減少（平成7年504万ha→平成17年469万ha）してきている。  
さらに、平成17年3月に決定された食料・農業・農村基本計画の策定に向け行われた食料・農業・農村政策審議会（平成15年8月～17年3月）の議論においても、優良農地の確保とその有効利用の促進が重要とされ、農地転用の規制の厳格な運用などを図るべきとの意見が大勢を占め、農地転用許可権限について、農地総量の確保など国レベルの関与についての検証を踏まえ、慎重な検討を行うべきとの意見が提出されている。
- 4 このように、農地転用許可については、「企業誘致を進め地域活性化を図る」場合であっても、農業生産への影響という観点から、厳格かつ適切な運用がなされるよう検討される必要があると考えている。  
また、中心市街地の活性化を図る観点から行われた先般のまちづくり3法見直しの国会審議等においても、農地転用許可制度等の適切かつ厳格な運用を図るべきとの議論がなされたところである。
- 5 以上の議論等も踏まえ、4haを超える大規模な農地転用に係る国の許可権限を県に委譲することについては、
  - ① 大規模な農地転用には、国の農業公共投資の実施されたような優良農地が含まれる可能性が高く、転用により周辺農地における営農条件等農業生産に与える影響が大きいこと
  - ② 国民に対する食料の安定供給の基盤である優良農地の確保については、食料の主生産地と大消費地が異なるということを踏まえて判断する必要があり、全国的な視点から考えていく必要があること
  - ③ 大規模な農地転用になるほど、利害関係者が多くなり、さらに、何らかの形で地方公共団体が関与している場合が多くなること等から、4haを超えるような大規模な農地の転用については、国が地域の実情だけでなく、開発行為と距離を置いて、全国的な視野に立って判断する必要があると考えてい

る。

- 6 また、2ha超4ha以下の農地転用許可の際の国への協議は、地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権を推進していく観点から当該許可を大臣許可から知事許可とした際、国民に対する食料の安定供給を確保するためには優良農地を良好な状態で確保することが不可欠であり、このような大規模な農地の転用は農業生産へ影響を与えるおそれが大いことから、国の全国的な視野に立った判断を反映させることが必要であるものとして措置されたものであり、農地面積が減少している現状ではその必要性に変わりがないものと考えている。

③ 企業立地の迅速化を図るため、農地法等に基づく処理を迅速に行うなどの取組を行うことについて、貴省の見解を伺いたい

(答)

- 1 農林水産省としては、企業立地に係る農地転用についても、農業生産への影響という観点からの検討が必要と考えているが、一方、地域での企業立地は農村地域の活性化にも資するものと考えている。
- 2 このため、今国会に提出されている地域産業活性化法案においては、優良農地の確保に配慮しつつ、農地転用手続を迅速に進めることができるよう、農地法等に基づく処分の迅速化に係る配慮規定が盛り込まれているところであり、同法案に基づく企業立地に係る農地法等に基づく処理の迅速化については、重要なものと認識しているところ。

○ 農地転用の許可制度

(1) 制度の目的

農業以外の土地利用との調整を図りつつ、優良な農地を確保し、併せて計画的な土地利用を進めていくことを目的としている。

(2) 規制の内容 (第4条、第5条)

農地を転用する場合 (第4条) 又は農地転用するため所有権等の権利を設定若しくは移転する場合 (第5条) には、都道府県知事の許可 (農地が4ヘクタールを超える場合 (地域整備法による場合を除く。)) には農林水産大臣の許可を受けなければならない。  
 (※) 許可を受けないでした権利の設定又は移転は無効である。  
 なお、市街化区域内の農地を転用する場合には、農業委員会にあらかじめ届出を行えば許可を要しない。

(注) 次の場合は、許可不要

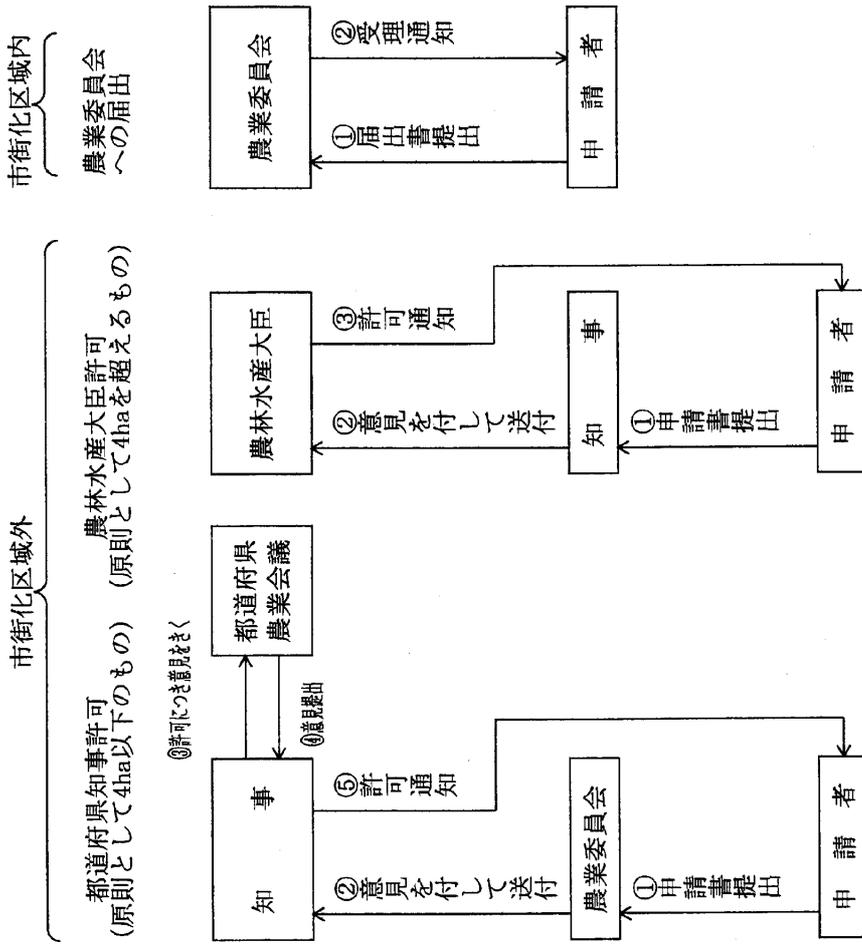
- ・ 国、都道府県が転用する場合
- ・ 市町村が、道路、河川等土地収用法対象事業のために転用する場合等

(3) 許可基準

- ① 立地基準  
農地を営農条件や市街地化の状況から区分し、市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導している。

- ② 一般基準  
農地の転用確実性 (他法令の許認可等の見込み等)、被害防除措置等について審査し、適当と認められない場合は不許可としている。

○ 転用許可等の手続



(2haを超え4ha以下のもの) の場合、都道府県知事が許可をしようとするときには農林水産大臣に協議

① 農工法に基づく農村地域から、「人口 20 万人以上の市」は除外されているが、人口要件を緩和することについて、貴省の見解を伺いたい。

(答)

1 農村地域工業等導入促進法（以下、「農工法」）は、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者の希望及び能力に従った導入工業等への就業促進、農業構造改善の推進により、農業と工業等との均衡ある発展、雇用構造の高度化に資することを目的としている。

農工法の対象となる農村地域は、農振・山村・過疎地域を有する市町村であるが、このうち大都市圏にある一定の市町村や、人口 10 万人以上の市のうち、

①人口 20 万人以上の市

②人口増加率又は製造業等就業者率の高い市

が農村地域から除外されている。

2 人口が少なく財政力が乏しい市町村では、その努力のみでは工業等の導入が困難であることにかんがみ、工業等の導入を促進するために、国の税制上の優遇措置を講じているところである。したがって、人口が多く、財政力を有する市を農村地域として税制上の優遇措置を講じることについては、困難であると考えている。

② 農工法上の農村地域の要件として、「人口 20 万人以上の市」であっても人口密度や第一次産業人口割合等、地域の実情に応じた要件を設けることによって農村地域と認定することについて、貴省の見解を伺いたい。

(答)

- 1 農工法の対象となる農村地域は、人口 10 万人以下の市町村であることを基本としており、人口 10 万人以上 20 万人未満の市については、人口増加率又は製造業等就業者率の低い市町村に限り、地域の実情を勘案して、人口 10 万人以下の市町村と同様に農工法の対象地域としている。
- 2 したがって、人口が 20 万人を超える市については、一般的に財政力を有することから、農村地域として税制上の優遇措置を講じることについては、困難であると考えている。

③ 多くの市町村で市町村合併が行われており、市町村合併により人口が 20 万人以上と  
なってしまった市町村であって、合併前に農工法上の農村地域に当てはまっていたもの  
については、引き続き農村地域とみなすとする特例を設けることについて、貴省の見解  
を伺いたい。

(答)

- 1 合併前に策定された農工実施計画については、合併後も引き続き有効であり、工業等の  
導入にあたって税制優遇等の支援措置が行われているところである。
- 2 従って、農工法において合併前に農村地域に該当していた市町村を引き続き農村地域と  
見なす特例を設けることは必要ないと考えている。